

## 【 競争入札心得 】

(目的)

第1条 金ケ崎町（以下「町」という。）の契約に係る条件付一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、金ケ崎町財務規則（昭和43年金ケ崎町規則第15号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保をもってこれに代えることができ、その担保の価値は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 国債及び地方債 額面金額
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された金額

3 入札参加者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計図書、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計図書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式については、国土交通省並びに岩手県土木部に準ずる。）を作成し、入札執行者の指示により入札しなければならない。

3 入札参加者は、公告又は指名通知により入札金額に対応した別紙様式による工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求められたときは、1回目の入札に際し内訳書を提出しなければならない。

4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは書留郵便を以て提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（任意様式）を持参提出しなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 8 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了までに、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、つぎの各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届（任意様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。なお、入札執行中に入札辞退をした者は、入札室から退出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札辞退等により、初度の入札参加者が2人に満たない場合及び再度の入札に際し、入札者が入札を行う前に参加しようとする者が1人になることを知り得る状況になった場合には、入札を取りやめる。

（無効の入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (7) 明らかに談合によると認められる入札
  - (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (9) 設計書・仕様書等の縦覧をしない者のした入札
  - (10) 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等の）の記載内容が、公告又は指名通知の表記内容と一致しない入札
  - (11) 共同企業体にあつては、その構成員の記名押印をしていない入札
  - (12) 内訳書の未提出又は内容に不備のある入札
  - (13) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格の入札)

第8条 最低制限価格が設定されている場合は、入札価格が最低制限価格に満たない入札を行った者は失格とする。

(入札者名の読み上げ)

第9条 入札を行った者のうち、入札者名及び入札金額の読み上げについては、各回とも、最低（最高）入札金額のみについて行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格を以て入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を以て入札した他の者のうち最低（最高）の価格を以て入札した者を落札者とする。

(落札金額の決定)

第11条 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札を行った予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格を以て入札した者がいないときは、3回を限度として再々度入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できないものとする。

- (1) 無効となる入札をした者
- (2) 失格となる入札をした者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつ

て入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(契約保証金等)

第16条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約書提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

(1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 公告又は指名通知に、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができ、その担保の価値は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 国債及び地方債 額面金額

(2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(3) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された金額

(4) 銀行その他町長が確実と認める金融機関の保証 保証金額

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

3 落札者は、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第17条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。